

○宮崎県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の適正化に関する取扱要綱

平成 29 年 4 月 1 日  
告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宮崎県後期高齢者医療制度の被保険者（以下「被保険者」という。）へのはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師による施術に係る療養費（以下「療養費」という。）の適正化に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(療養費適正化事務)

第 2 条 宮崎県後期高齢者医療広域連合は、療養費の適正化を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 療養費支給申請書の内容調査
- (2) 被保険者等に対する調査
- (3) 同意医師への照会
- (4) 施術所の任意協力に基づく施術録等の閲覧等
- (5) 不正利得の徴収等に関する業務
- (6) 療養費代理受領取扱いの中止に関する業務
- (7) その他療養費の適正化を図るための業務

(支給申請に疑義が生じた場合の取扱い)

第 3 条 広域連合長は、療養費支給申請書を審査した結果、申請内容に疑義が生じた場合は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 被保険者等に対して、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 60 条及び第 137 条の規定に基づき、施術状況等の調査を実施する。
- (2) 施術に関する同意を行った医師に対して、同意又は再同意の確認並びに施術及び往療の必要性等の照会を実施する。
- (3) 施術師又は施術所の開設者に対して、施術録、施術日報及び一部負担金徴収簿等の閲覧及び提出に関する任意協力を求める。
- (4) 前号の任意協力を得られない場合は、宮崎県に対し、施術師及び施術所に関する情報提供を行うとともに調査の協力を求める。
- (5) 施術所に対する調査に当たり、当該施術所がはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師で構成する団体の会員（以下「団体の会員」という。）である場合、原則として当該団体に対して立会い等の調査協力を求め

る。

(改善要請)

第4条 広域連合長は、療養費の請求内容に関し、不適正な事実があると認めるときは、施術師及び施術所の開設者に対し、その事実を通知し、事務改善を求める必要がある場合には改善誓約書の提出を求める。

2 前項において当該施術所が団体の会員である場合には、原則として当該団体に対して改善等の指導協力を求める。

3 広域連合長は、過失による不適正な療養費の請求を行った施術師及び施術所の開設者に対して、自主的な点検による返還額の算定及び療養費の速やかな返還を求めるものとする。

(代理受領の取扱いの中止)

第5条 広域連合長は、施術師、施術所の開設者若しくは勤務者又は受領代理人が次のいずれかに該当するときは、療養費代理受領の取扱いの中止を決定するものとする。

(1) 故意又は重大な過失による不正請求を行った事実が認められるとき。

(2) 故意による一部負担金の不適正な取扱いを行った事実が認められるとき。

(3) 前条第1項に定める改善誓約書を提出するよう求めるも提出されなかったとき又は提出があっても改善されなかったとき。

(4) その他代理受領の取扱いが不相当と認められるとき。

2 前項各号における故意又は重大な過失の認定に当たり、施術師に施術録等の作成管理及び療養費の請求事務を施術師自身で行うことが困難である等の事情がある場合には、施術を行った施術師、施術所の開設者又は当該施術所に勤務する他の従業員の間与も十分に調査の上、行うものとする。

3 第1項の規定による療養費代理受領の取扱いの中止の決定を受ける者（以下「取扱中止者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 第1項各号のいずれかに該当する事実があると認められる施術師

(2) 前号の施術師が勤務する施術所の開設者（施術所の運営状況等により確認できる実質的な開設者を含む。）

(3) 第1項各号のいずれかに該当する事実があると認められる施術に係る療養費支給申請書の作成に関与した事務責任者その他の者

4 広域連合長は、第1項の決定をしたときは、速やかに、代理受領取扱中止決定書により取扱中止者に通知するものとする。

5 療養費代理受領の取扱いを中止する期間は、第1項の規定による決定をした日から起算して5年間とする。ただし、この期間を経過してもなお返還金が完納されていない場合は、完納までの期間について取扱いを中止する期間を延長するものとする。

6 広域連合長は、取扱中止者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、前項の期間を短縮し、又は設けないことができる。

- (1) 不正又は著しく不適正な請求行為を行った首謀者でないこと。
- (2) 宮崎県後期高齢者医療広域連合が行う療養費適正化業務に関し、不正又は著しく不適正な請求を行った事実に関する申告及び資料等の提供を行う等、事実の解明に当たって積極的な協力を行った者であること。

7 広域連合長は、療養費代理受領の取扱いを中止している期間内に受け付けた療養費支給申請書（以下「支給申請書」という。）が代理受領の形態である場合は、原則として次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 取扱中止者が開設する施術所に係る支給申請書は返戻する。
- (2) 取扱中止者が施術した支給申請書は返戻する。
- (3) 取扱中止者が受領代理人である支給申請書は返戻する。
- (4) 取扱中止者が従事者として勤務する施術所に係る支給申請書については、必要に応じて調査を行い、不正又は著しく不適正なものであることが疑われる場合は返戻する。

（返還金の請求）

第6条 広域連合長は、不正又は著しく不適正な療養費の請求を行った施術所の開設者又は施術師に対し、原則として過去5年間に遡及して返還すべき療養費の額を確定し、期限を定めて速やかな返還を求めるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、療養費の適正化の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。